

第 171 回

日本司法支援センター審査委員会

議 事 録

第171回
日本司法支援センター審査委員会
議事次第

1 日時

令和5年1月13日（金）午後1時31分～午後3時58分

2 場所

中野坂上ハーモニータワー8階 日本司法支援センター本部 役員会議室

3 議題

午後 1 時31分開会

○高橋委員長 皆様、新年、新しい年になりましたが、本年もまたよろしくお願いたします。

本日も新型コロナウイルスの関係で、オンラインとリアルと併合で行います。

本部には、土屋委員にお越しいただいております。本日ですが、裁判官の永渕委員と検察官の竹内委員が御欠席でございます。そうすると、現在7名ということになりますが、無論、定足数は3分の2満たしておりますので、審議を開くことにいたします。

では、事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○事務局 資料の確認をさせていただきます。本日の審議予定は7件となりまして、審議順に令和4年審第9号、それから同じく10号、11号、12号、13号、14号、17号の7点を予定しています。追加資料としまして、令和4年審第9号の事件につきまして令和5年1月6日付け意見書として資料1-3として1点追加でお送りしておりますが、お手元に届いておりますでしょうか。

残りの追加資料以外については11月からの継続案件でございますので、資料につきまして以前に配布させていただいておりますものを御利用いただくようお願いいたします。

以上です。

○高橋委員長 それでは、本日の議事を確認いたしますと、契約弁護士等に対して取る措置についての付議案件は、形式的には8件でございますが、実質は7件ということになります。

それでは、最初に継続審議でございますが、令和4年審第9号案件でございます。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和4年審第9号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 次の案件、令和4年審第10号。室長から説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和4年審第10号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 次が、審第11号資料3の関係、説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和4年審第11号）の審議部分については、審査

【委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 それでは、続けて、審第12号、資料4でございます。お願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和4年審第12号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 審第13号、資料5でございます。説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和4年審第13号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 審第14号、資料6が、今日の最後ということになります。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和4年審第14号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 次回以降のことをお願いいたします。

○事務局 今後の予定について御案内いたします。次回2月の審査委員会は2月10日金曜日、午後1時30分から予定させていただいております。審議いただく案件は、新件が9件、継続が1件の合わせて10件を予定しております。資料につきましては、準備ができ次第、招集通知と併せて郵送いたしますので御確認ください。

○高橋委員長 一時期、案件が少なかったんですが、年が改まって増えたようです。

それでは、今日は、いろいろインテンシブな議論をいろいろありがとうございました。これで終了させていただきます。

午後3時28分閉会